

農泊商標使用規約

1. 目的

農泊を推進するとともに、農泊商標（以下「本商標」という。）の適正な使用を確保するため、この使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

2. 使用の基準

- (1) 本商標は、無断で使用することはできない。
- (2) 本商標の管理は、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長（以下「都市農村交流課長」という。）が行う。
- (3) 本商標の使用を許諾された者（通常使用権者。以下「使用者」という。）は、他人に本商標の使用権を譲渡し、担保に供し、再許諾し、その他方法及び形態の如何を問わず使用させることはできない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、本商標を使用することはできない。
 - ・主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
 - ・農泊の正しい理解を妨げるおそれのある場合
 - ・法令又は公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - ・特定の企業又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - ・商品又はサービスの品質を担保又は証明するものとして使用する場合
 - ・本規約に反して使用する場合
 - ・その他都市農村交流課長が不適切と判断する場合
- (5) 本商標を使用した表現及び表示については、使用者はその責任で、関係法令等を遵守の上、十分に留意しなければならない。なお、使用に関するクレーム等については、農林水産省は一切責任を負わないものとする。

3. 使用許諾申請

- (1) 本商標の使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、「農泊商標使用許諾申請書」（様式1）を都市農村交流課長に提出するものとする。
- (2) 都市農村交流課長は、使用許諾申請の内容を審査の上、本商標の使用に関する審査結果を通知する。

なお、使用者の情報（住所又は所在地、E-mail アドレス及び電話番号を除く。）については、商標権者へ提供することがあるほか、農林水産省ホームページへの掲載を含む情報発信等に活用できるものとする。
- (3) 使用許諾申請は、使用希望者が自ら行うものとし、第三者による代理申請は認められない。

4. 許諾内容の変更

- (1) 使用者は、使用目的又は使用方法について変更しようとするときは、あらかじめ、「記載事項変更許諾申請書」（様式2）を都市農村交流課長に提出し、本商標の使用に関する再審査を受けなければならない。

(2) 都市農村交流課長は、変更許諾申請の内容を審査の上、本商標の使用に関する審査結果を通知する。

(3) 使用者は、氏名、住所又は連絡先（法人又は団体の場合は、その名称、所在地、代表者名又は連絡先）について変更があったときは、遅滞なく、「記載事項変更届出書」（様式3）を都市農村交流課長に提出しなければならない。

5. 使用の廃止

使用者は、本商標の使用を廃止するときは、「農泊商標使用廃止届」（様式4）を都市農村交流課長に提出しなければならない。

6. 使用許諾申請の省略

次のいずれかに該当する場合は、使用許諾申請及び使用許諾の手続を省略することができる。

- ・ 関係府省庁及び地方公共団体が農泊を推進する目的で使用する場合
- ・ 報道関係機関が報道の用に供する目的で使用する場合
- ・ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で使用する場合

7. 使用料

本商標の使用料は、無料とする。

8. 遵守事項

(1) 使用者は、関係法令及び本規約を遵守するとともに、本商標の品位を損なうことのないよう努めるものとする。

(2) 本商標の使用に要する費用は、第三者との係争、審判、訴訟等に要した費用を含め、使用者が負担するものとする。

(3) 使用者は、本商標の使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全ての責任を負うものとする。

(4) 使用者は、都市農村交流課長から要請がある場合は、本商標の使用実態の報告等を行わなければならない。

(5) 使用者は、使用物又は自ら運営するホームページ等に、本商標について使用許諾を受けている旨及び本商標の説明を掲載した農林水産省のホームページのアドレス（<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/syouhyou.html>）を表示しなければならない。

9. 使用期間

使用期間は、設けない。

10. その他

(1) 都市農村交流課長は、使用者が本規約に違反した場合その他の都市農村交流課長が

不相当と認める場合（使用を許諾する前に生じたものを含む。）には、是正のための措置又は許諾の取消しを行うことができ、これに起因する損害について一切の責任を負わないものとする。

（２）本規約の解釈は、都市農村交流課長が決定する。

11. 施行年月日

本規約は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

12. 規約の改訂

（１）本規約は、事前の通知なく、必要に応じ改訂される場合がある。

（２）農林水産省が本規約を改訂し、利用条件を変更した場合は、既に許諾を行った利用に関しても変更後の規約及び利用条件を適用する。

（３）本規約の改訂により使用者に不利益が生じた場合にあっては、農林水産省は一切の責任を負わないものとする。

・附則

1. 本規約は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。

(様式1)

農泊商標使用許諾申請書

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長 殿

農泊商標使用規約に定める内容を承諾の上、下記のとおり申請します。

記

年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所（法人又は団体の場合は、その名称、所在地及び代表者名）

（個人の場合）

氏名

住所

〒

（法人又は団体の場合）

名称

所在地

〒

代表者名

印

印

2. 使用目的

3. 使用方法（参考資料等があれば添付すること。）

4. 連絡先

- E-mail アドレス

()
- 電話番号

()
- ホームページアドレス（該当がある場合のみ）

()
- 担当者名・所属（法人又は団体の場合のみ）

()

(様式2)

記載事項変更許諾申請書

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長 殿

●年●月●日付けで提出した「農泊商標使用許諾申請書」に記載の内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

年 月 日 1.

使用者の氏名及び住所（法人又は団体の場合は、その名称、所在地及び代表者名）

（個人の場合） 氏名 ⑩

住所 〒

（法人又は団体の場合） 名称

所在地 〒

代表者名 ⑩

2. 変更事項（変更した項目にチェックし、変更後の情報を下の欄に御記入下さい。）

☐使用目的 ☐使用方法

（変更後情報記入欄）

(様式3)

記載事項変更届出書

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長 殿

●年●月●日付けで提出した「農泊商標使用許諾申請書」に記載の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

年 月 日 1.

使用者の氏名及び住所（法人又は団体の場合は、その名称、所在地及び代表者名）

（個人の場合） 氏名 ⑩

住所 〒

（法人又は団体の場合） 名称

所在地 〒

代表者名 ⑩

2. 変更事項（変更した項目にチェックし、変更後の情報を下の欄に御記入下さい。）

- ☐氏名 ☐住所 ☐名称 ☐所在地 ☐代表者名 ☐電話番号 ☐E-mail アドレス
☐ホームページアドレス

（変更後情報記入欄）

(様式4)

年 月 日

農泊商標使用廃止届出書

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長 殿

(個人の場合)	氏名	印
	住所 〒	
(法人又は団体の場合)	名称	
	所在地 〒	
	代表者名	印

●年●月●日付け●●農振第●●●●号で使用許諾された農泊商標について、使用を廃止したので届け出ます。